

第 3 回「介護保険・障がい福祉専門部会」

(足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)

平成 28 年 2 月 2 日

件 名	地域密着型サービスを行う事業者の指定更新について
所 管 部 課	福祉部 介護保険課
内 容	<p>1 地域密着型サ - ビスを行う下記事業者 (2 事業所) の指定更新を行うので報告します。</p> <p>(1) 指定更新事業所【認知症対応型共同生活介護】(南西地区)</p> <p>事業所所在地 足立区西新井栄町一丁目 4 番 15 号</p> <p>運営法人 医療法人社団 福寿会</p> <p>事業所名 グループホーム すずめのお宿・西新井</p> <p>利用定員 2 ユニット 18 名</p> <p>更新日 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 指定更新事業所【認知症対応型共同生活介護】(千住地区)</p> <p>事業所所在地 足立区千住大川町 4 4 番 13 号</p> <p>運営法人 社会福祉法人 すこやか福祉会</p> <p>事業所名 グループホーム 千住大川</p> <p>利用定員 2 ユニット 18 名</p> <p>更新日 平成 28 年 6 月 1 日</p>

第 3 回「介護保険・障がい福祉専門部会」

(足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)

平成 28 年 2 月 2 日

件 名	地域密着型サービスの指定及び更新に伴う審議方法の変更協議について
所 管 部 課	福祉部 介護保険課
内 容	<p>1. 変更理由</p> <p>介護保険法 78 条 2 の第 7 項の改正により、地域密着型サービスの指定及び更新にかかわる関係者の意見の反映「運営に関する委員会への協議」について、小規模な通所介護事業所の多くが地域密着型通所介護に移行することが見込まれることから市区町村の事務負担軽減をするため指定の際の意見反映の措置義務が緩和され、努力義務になった。</p> <p>地域密着型小規模通所 95 事業所が平成 28 年 4 月に区に移管され、地域密着型サービス事業所が 178 事業所となる。</p> <p>これまでの年 2 回の開催では、介護事業所の指定・更新に支障をきたすことが想定される。</p> <p>上記の理由から下記のとおり変更したい。</p> <p>【変更前】</p> <p>原則年 2 回（定例）の専門部会（運営委員会）で地域密着型サービス事業所の指定及び更新の審議を実施してきた。</p> <p>【変更後】（案）</p> <p>原則年 2 回（定例）の専門部会（運営委員会）で地域密着型サービス事業所の指定及び更新の報告を行なう。</p> <p>（参考 1）</p> <p>介護保険法第 78 条の 2 第 7 項（改正後）</p> <p>市町村長は、第 42 条の 2 の第 1 項本文の指定を行なおうとするとき、又は前項第 4 号の規定により同条第 1 項の指定をしないとするときは、あらかじめ当該市町村長が行なう介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>介護保険法第 78 条の 2 第 7 項（改正前）</p> <p>市町村長は、第 42 条の 2 の第 1 項本文の指定を行なおうとするとき、又は前項第 4 号の規定により同条第 1 項の指定をしないとするときは、あらかじめ当該市町村長が行なう介護保険の被保険者その</p>

他の関係者の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。

法42条の2第5項に基づく、地域密着型サービス費の額を定める場合及び法78条の4第6項の従業者に関する基準及び設備及び運営に関する基準を定める場合は、これまでと同様とする。

件名	喫茶ゆうあい(障がい者の店)の移転について
所管部課	福祉部 障がい福祉課・障がい福祉センター
内容	<p>障がい者の就労促進事業の一環として、足立区障害団体連合友愛会(友愛会)が運営している「喫茶ゆうあい」(現・障がい福祉センター・あしすと内)を下記のとおり、移転する。</p> <ol style="list-style-type: none">移転先 梅田地域学習センター(エル・ソフィア)1階開店予定年月日 平成28年4月1日理由 梅田地域学習センター内に移転することによって利用者、収益の増を図るとともに、今後、この場所を障がい者団体の自主製品等のPRの拠点としていく広報 障がい福祉センターあしすと及び梅田地域学習センター内に掲示するとともに、区ホームページに掲載する。

件 名	「あったかサービス事業」と「高齢者身の回り応援隊事業」の受付窓口の統合について		
所 管 部 課	足立区社会福祉協議会、福祉部福祉管理課		
内 容	平成 28 年度から下記のとおり、「あったかサービス事業」と「高齢者身の回り応援隊事業」の受付窓口を統合する。		
	1 実施日 平成 28 年 4 月 1 日		
	2 理 由 サービスや対象者、協力者も同じような「あったかサービス事業」と「高齢者身の回り応援隊事業」について、窓口が分かれていたものを統合することにより、事業を効率的に行い利用者への便宜性を高める。		
	3 受付窓口		
	実施年度	事業名 (数値は平成 26 年度実績)	受付窓口 (所管課)
	27 年度 以前	あったかサービス事業 協力会員： 332 名 利用時間：12,283 時間	あいあいサービスセンター
		高齢者身の回り応援隊事業 応援隊員： 184 名 派遣件数： 361 件	総合ボランティアセンター
	28 年度 以降	あったかサービス事業 高齢者身の回り応援隊事業	あいあいサービスセンター
	< 参考 >		
		あったかサービス事業 (有償家事・介護等援助事業)	
対象者	高齢者、障がい者、病弱者など		
協力者	協力会員 (区内に居住する 18 歳以上の健康な者)		
内 容	生活支援 (食事の支度、掃除等) が中心で継続的なもの		
	高齢者身の回り応援隊事業		
対象者	概ね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯		
協力者	応援隊員 (区内に居住する 18 歳以上の者)		
内 容	ひとりが 1 時間以内でできる作業 基本的に 1 回きり、継続性を伴わない作業		
4 広 報 3 月 1 日号「公社ニュース ときめき」で周知する。			